

使用ティーイングエリア

6,481 ヤード パー72

Hole	No.1	No.2	No.3	No.4	No.5	No.6	No.7	No.8	No.9	Total
Yards	370	406	378	486	163	360	174	397	487	3,221
Par	4	4	4	5	3	4	3	4	5	36
Hole	No.10	No.11	No.12	No.13	No.14	No.15	No.16	No.17	No.18	Total
Yards	358	515	335	195	428	395	143	506	385	3,260
Par	4	5	4	3	4	4	3	5	4	36

追加のローカルルール

1. ドロップゾーン（ローカルルールひな型E-1）

No.4 ホール左側にあるペナルティーエリアの中に球がある場合（見つかっていない球がそのペナルティーエリアに止まったことが分かっている、または事実上確実である場合を含む）、プレーヤーには次の選択肢があり、それぞれ1罰打で：

- ・規則17.1に基づき救済を受ける。または
- ・追加の選択肢として、元の球か別の球をホールに近づかず最も近いドロップゾーンにドロップする。このドロップゾーンは規則14.3に基づく救済エリアである。

2. プレー禁止区域（ローカルルールひな型E-8.1）

電磁誘導カート用の2本のレールは、その全幅をもってプレー禁止区域であり、異常なコース状態として扱われる。プレーヤーの球がプレー禁止区域の中や上にある場合、またはプレー禁止区域がプレーヤーの意図するスタンスやスイング区域の障害となる場合、規則16.1fに基づき、そのプレー禁止区域による障害からの罰なしの救済を受けなければならない。

3. 異常なコース状態（動かさない障害物を含む）（ローカルルールひな型F-1）

ウッドチップで舗装された道路は動かさない障害物である。ただし、個々のウッドチップ自体はルースインペディメントである。

競技委員長